

○厚生労働省令第二十号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

（健康保険法施行規則等の一部改正）

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

厚生労働大臣 根本 匠

第一条 次に掲げる省令の規定中「~~日本~~」を削る。

- 一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）様式第一号（裏面）、様式第二号（裏面）、様式第二十八号、様式第三十号及び様式第三十一号
- 二 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）様式第五号から様式第十一号まで、様式第十四号及び様式第十五号
- 三 覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）別記第一号様式（二）から別記第一号様式（三）まで、別記第二号様式の二から別記第三号様式の二まで、別記第五号様式から別記第八号様式（三）まで、別記第十号様式、別記第十号様式の二及び別記第十一号様式から別記第十一号様式の三まで
- 四 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）別記第一号様式から別記第十一号様式まで及び別記第十五号様式から別記第四十二号様式まで
- 五 あへん法施行規則（昭和二十九年厚生省令第二十六号）第一号様式から第十九号様式まで
- 六 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）様式第五号（裏面）、様式第六号（裏面）、様式第七号（裏面）、様式第七号の三（裏面）、様式第八号（裏面）、様式第九号（裏面）、様式第十一号（裏面）、様式第三十四号（裏面）、様式第三十七号、様式第三十九号及び様式第四十号
- 七 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）第一号様式及び第二号様式
- 八 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）様式第一から様式第四まで及び様式第六から様式第二十まで
- 九 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和三十六年厚生省令第三十六号）別記様式（裏面）

様式第七号（表面）、様式第八号（第一面）、様式第八号の二（表面）及び様式第九号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（消費生活協同組合法施行規則の一部改正）

第三条 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

		改	正	後	(書面の内容等)
		改	正	前	(書面の内容等)
第三十九条	(略)				(略)
2	前項の書面には、 <u>産業標準化法</u> （昭和二十四年法律第二百八十五号）に基づく <u>日本産業規格</u> （第四十三条及び第五十一条第一項第三十一号において「 <u>日本産業規格</u> 」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の文字及び数字を用いなければならない。	2	前項の書面には、 <u>工業標準化法</u> （昭和二十四年法律第二百八十五号）に基づく <u>日本工業規格</u> （第四十三条及び第五十一条第一項第三十一号において「 <u>日本工業規格</u> 」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の文字及び数字を用いなければならない。	2	前項の書面には、 <u>工業標準化法</u> （昭和二十四年法律第二百八十五号）に基づく <u>日本工業規格</u> （第四十三条及び第五十一条第一項第三十一号において「 <u>日本工業規格</u> 」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の文字及び数字を用いなければならない。
3	(略)	3	(略)	3	(略)
	(契約締結前交付書面の記載方法)		(契約締結前交付書面の記載方法)		(契約締結前交付書面の記載方法)
第四十三条	契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、 <u>日本産業規格</u> Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。	第四十三条	契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、 <u>日本産業規格</u> Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。	第四十三条	契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、 <u>日本工業規格</u> Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。
2	前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第四十六条第八号に掲げる事項を、枠の中に <u>日本産業規格</u> Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。	2	前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第四十六条第八号に掲げる事項を、枠の中に <u>日本工業規格</u> Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。	2	前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第四十六条第八号に掲げる事項を、枠の中に <u>日本工業規格</u> Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。
3	共済事業を行う組合は、契約締結前交付書面には、第四十六条第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、 <u>日本産業規格</u> Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。	3	共済事業を行う組合は、契約締結前交付書面には、第四十六条第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、 <u>日本工業規格</u> Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。	3	共済事業を行う組合は、契約締結前交付書面には、第四十六条第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、 <u>日本工業規格</u> Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。
	(貸付事業の運営に関する措置)		(貸付事業の運営に関する措置)		(貸付事業の運営に関する措置)
第五十一条	法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。	第五十一条	法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。	第五十一条	法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。
1～30	(略)	1～30	(略)	1～30	(略)
31	貸付けに係る契約を締結しようとする場合において、当該契約を締結するまでに、次に掲げる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面（ <u>日本産業規格</u> Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載したものに限る。次号から第四十号まで、第四十五号、第四十八号及び第四十九号において同じ。）を当該契約の相手方となろうとする者に交付するための措置	31	貸付けに係る契約を締結しようとする場合において、当該契約を締結するまでに、次に掲げる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面（ <u>日本工業規格</u> Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載したものに限る。次号から第四十号まで、第四十五号、第四十八号及び第四十九号において同じ。）を当該契約の相手方となろうとする者に交付するための措置	31	貸付けに係る契約を締結しようとする場合において、当該契約を締結するまでに、次に掲げる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面（ <u>日本工業規格</u> Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載したものに限る。次号から第四十号まで、第四十五号、第四十八号及び第四十九号において同じ。）を当該
	イカ (略)		イカ (略)		イカ (略)

(傍線部分は改正部分)

三十二、五十七
（略）

(栄養士法施行規則の一部改正) 別紙様式第二(表面)中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める

第四条 栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	（フレキシブルディスクの構造）
	第二十二条 前条のフレキシブルディスクは、 <u>産業標準化法</u> （昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく <u>日本産業規格</u> （以下「 <u>日本産業規格</u> 」という。）X六二三三号に適合する九十三ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
改 正 前	（フレキシブルディスクへの記録方式）
	第二十三条 第二十二条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一・二 （略）	一 トランクフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の <u>工業標準化法</u> に基づく <u>日本工業規格</u> X六二二四号又は <u>日本産業規格</u> X六二二五号に規定する方式
一・二 （略）	二 ポリューム及びファイル構成については、 <u>日本産業規格</u> X〇六〇五号に規定する方式（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）
一・二 （略）	第二十四条 第二十二条のフレキシブルディスクには、 <u>日本産業規格</u> X六二三三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。
一・二 （略）	二 ポリューム及びファイル構成については、 <u>日本工業規格</u> X〇六〇五号に規定する方式（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）
一・二 （略）	第二十四条 第二十二条のフレキシブルディスクには、 <u>日本工業規格</u> X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。